

## 仕様書（案）

### 1 業務名

広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務

### 2 業務目的

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院（以下「広島市立リハビリテーション病院」という。）において、入院患者が必要とする紙おむつやタオル類などを紙おむつセット及びタオルセットとして適切な方法で提供することにより、入院患者及びその家族等（以下「入院患者等」という。）の負担軽減を図り、利便性の向上を図ることを目的とする。

### 3 履行場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号  
広島市立リハビリテーション病院

### 4 履行期間

事業者と地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）が本業務に係る契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

なお、契約締結の日から業務開始日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については事業者の負担とする。

### 5 業務開始予定

令和3年4月1日（木）とする。

ただし、事業者の責めに帰さない事由により、令和3年4月1日の業務開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

### 6 業務概要

(1) 事業者は、広島市立リハビリテーション病院において建物の一部を有償で借り受け、入院患者に紙おむつやタオル類などが必要なときに紙おむつセット及びタオルセットとして提供できるよう、各物品の在庫管理から発注業務を行う。

また、入院患者が利用した紙おむつセット及びタオルセットの料金について、日額で入院患者等に請求する。

(2) 対象病床数等は次のとおりであるが、事業者は、病床の稼働状況にかかわらず、遅滞なく紙おむつセット及びタオルセットの物品を提供すること。

ア 病床数 100床

イ 診療実績（令和元年度）

(ア) 入院患者数 461人（延べ34,877人、1日平均95.3人）

(イ) 入院時の平均年齢 66.2歳（70歳以上の割合 52.6%）

(ウ) 平均在院日数 75.2日

### 7 業務用の貸付場所

紙おむつセット及びタオルセットの物品の在庫保管業務等の用に供するため次の施設を貸し出す予定であるが、詳細については広島市立リハビリテーション病院と事業者の協議によるものとする。

病棟1階及び2階 物入（別図のとおり）

（延床面積1,104㎡、鉄筋コンクリート造）

## 8 紙おむつセット及びタオルセットの内容（別表1参照）

### (1) 構成

入院患者に提供する紙おむつセット及びタオルセットの構成は、それぞれ次の物品を基本とし、詳細については、事業者から提案された物品を組み合わせに追加するなど協議の上、決定する。

#### ア 紙おむつセット

- (ア) 紙おむつ  
大人用、パンツタイプ及びテープ止めタイプ
- (イ) 尿取りパッド  
昼用、夜用
- (ウ) 使い捨ておしり拭き

#### イ タオルセット

- (ア) バスタオル
- (イ) フェイスタオル
- (ウ) 食事用エプロン

### (2) 物品の規格等

紙おむつセット及びタオルセットを構成する物品の規格等は、次のとおりとする。

なお、すべての物品について衛生面に十分配慮するとともに、タオルセットについては洗濯を含むこと。

#### ア 紙おむつセット

- (ア) 紙おむつ（※）  
大王製紙「アテント」又はユニ・チャーム「ライフリー」
- (イ) 尿取りパッド（※）  
大王製紙「アテント」又はユニ・チャーム「ライフリー」
- (ウ) 使い捨ておしり拭き  
無香料、ノンアルコールタイプ

※ (ア)紙おむつ及び(イ)尿取りパッドは、すべて大王製紙「アテント」又はユニ・チャーム「ライフリー」のいずれかで統一すること。

#### イ タオルセット

- (ア) バスタオル  
800 匁程度、65 cm×130 cm程度
- (イ) フェイスタオル  
220 匁程度、34 cm×86 cm程度
- (ウ) 食事用エプロン  
防水タイプ、幅 80 cm×総丈 90 cm程度

(3) 契約期間内における紙おむつセット及びタオルセットの物品構成や物品の規格等の見直しについては、必要に応じて病院機構と事業者との協議の上、行うものとする。

(4) 物品については事前にサンプルを提出し、病院機構の承認を得て納品すること。

## 9 利用料金、契約及び請求等

### (1) 利用料金（別表1参照）

利用料金については、紙おむつセットは構成物品の使用（交換）回数を目安とする3プラン、タオルセットは1プランの計4プランを基本とする。

各プランの金額は事業者からの提案によるものとし、上記4プラン以外で事業者から提案されたプランがあれば、協議の上、追加する。

なお、利用料金については、紙おむつセット及びタオルセットの利用者が入院患者であることを踏まえ、できるだけ廉価なものとする。

- (2) 利用者との契約  
紙おむつセット及びタオルセットの利用に当たっては、入院患者等と事業者が直接契約を行うこととする。
- (3) 利用者への請求  
利用終了後又は月単位にて、事業者が直接、入院患者等に対して利用料金を請求すること。  
なお、入院費用との混同を避けるため、当院窓口において利用料金の収受は行わない。
- (4) 利用料金の集金  
利用者に対する利用料金の集金については、事業者の責任で適切に対応すること。
- (5) 利用料金の変更  
社会情勢の変化等により、利用料金を変更する必要があるときは、病院機構と事業者が協議の上、決定する。

## 10 業務の実施体制

- (1) 紙おむつセット及びタオルセットの利用希望の確認は、広島市立リハビリテーション病院の職員が入院患者等に対する入院時の説明の際に行う。  
説明の際、入院患者等が紙おむつセット及びタオルセットの内容や利用料金を容易に理解できるよう、事業者は説明資料を作成し、広島市立リハビリテーション病院に提出すること。
- (2) 入院患者が利用申し込み時に必要となる利用契約書等の書類については、事業者が広島市立リハビリテーション病院に用意し、随時回収を行うこと。
- (3) 入院患者に対する紙おむつセット及びタオルセットの物品の配布は、広島市立リハビリテーション病院職員が行う。  
紙おむつセット及びタオルセットの物品を配布する際に必要となるワゴンなどの備品等については、事業者が用意すること。
- (4) 入院患者ごとの紙おむつセット及びタオルセットの物品の利用実績については、広島市立リハビリテーション病院の職員が、事業者が提供する帳票等に記載する。
- (5) 紙おむつセットを利用している入院患者の介助状況等の変化により、紙おむつセットの利用料金プランを変更する場合についても、広島市立リハビリテーション病院の職員が、事業者が提供する帳票等に記載する。
- (6) 業務の開始に当たり、事業者は、事前に広島市立リハビリテーション病院の職員に対し業務の説明会を実施すること。  
また、業務開始後であっても、病院機構の求めに応じ随時説明会を実施すること。
- (7) 事業者は、業務開始後安定して稼働するまでの一定期間立ち合いを行い、必要に応じて広島市立リハビリテーション病院の職員及び入院患者等からの問い合わせ等に対応できるようにすること。
- (8) 事業者は、利用状況や売上高等について毎月報告するとともに、病院機構から求めがあった場合には、本契約に係る収支状況等について速やかに報告すること。

## 11 在庫管理及び納品体制

- (1) 事業者は提供物品の在庫管理及び補充を随時行い、年末年始等の長期休暇時も含め欠品等が生じないようにすること。  
また、棚卸についても、事業者が責任をもって行うこと。
- (2) 広島市立リハビリテーション病院の職員は、入院患者に対し適正な利用数量で運用に当たるものとし、広島市立リハビリテーション病院に利点があると判断される場合を除き、在庫調整等の管理を行わない。
- (3) 各物品の納品は、在庫保管業務等の用に供するための施設の解錠時間内とし、事業者が検品を行い、汚染・破損等の物品を入院患者に提供することのないよう十分留意すること。

- (4) 事業者は、災害発生時や工場の操業停止などの緊急時においても、迅速かつ確実に物品の提供が可能な体制を整備すること。
- (5) 事業者は、納品時等に広島市立リハビリテーション病院の駐車場を利用する場合には、当該病院職員の指示に従うこと。

## 12 使用物品の回収等

- (1) 紙おむつセットの物品の回収及び処分は、広島市立リハビリテーション病院の職員が行う。
- (2) タオルセットの物品の回収のために必要となる回収ボックス等の物品は、事業者が用意すること。
- (3) 病室における使用済のタオルセットの物品の回収については、広島市立リハビリテーション病院の職員が行う。
- (4) 病室において回収された使用済のタオルセットの物品については、広島市立リハビリテーション病院の職員が回収ボックス等まで搬送する。
- (5) 回収ボックス等の使用済のタオルセットの物品については、事業者が回収し、回収交換回数は週2回以上とする。
- (6) タオルセットの物品の洗濯に関しては、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」の別添(1)に定める衛生基準、クリーニング業法に定める衛生基準に従い、適正に実施するものとする。

## 13 経費の負担区分

### (1) 事業者の負担

次の費用等については、事業者の負担とする。

#### ア 固定資産貸付料

紙おむつセット及びタオルセットの物品の在庫保管業務等の用に供するため、病院機構の固定資産（建物）を使用するに当たっては、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産管理要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可を受けるとともに、同貸付要領の規定に基づき算定した固定資産貸付料を納付する。

#### イ 管理手数料

紙おむつセットの物品の廃棄物処理、入院時における紙おむつセット及びタオルセットの利用希望の確認等に係る費用相当額（下記エを除く。）を管理手数料として支払うものとする。

管理手数料の額は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務における毎月の売上高（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に、提案による料率を乗じた額（1円未満の端数は四捨五入する。）とする。

#### ウ タオルセットの物品の洗濯に係る費用

#### エ 入院患者への説明資料及び料金表等の作成費用

#### オ 本業務の実施に必要な消耗品及び備品の費用（通信費を含む。）

### (2) 病院機構の負担

次の費用等については、病院機構の負担とする。

#### ア 施設設備の維持管理、修繕等に係る費用

#### イ 光熱水費

#### ウ 紙おむつセットの物品の廃棄物処理等に係る費用

## 14 損害賠償

物品類の紛失、取り扱い上の過失による損害、その他事業者の責めにより生じた物品の損害については、病院機構の責めによることが明らかな場合を除き、病院機構はその責を負わない。

また、入院患者に対し提供する物品に起因する損害が発生した場合に備え、事業者は損害賠償責任保険に加入すること。

## 15 衛生管理

- (1) 事業者は、本業務に係る衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、施設物件の整理整頓に努めるなど、衛生管理については万全を期すこと。
- (2) 事業者は、業務従事者に対し、定期的に健康診断を実施するとともに、インフルエンザ等院内感染の恐れが予測されるものについては、事業者の負担で予防接種を実施し、感染者及び感染疑いのある者が発生した場合は、本業務に従事させないなどの対策を講ずること。
- (3) 事業者は、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

## 16 利用者からの問い合わせ及び苦情対応等

- (1) 事業者は、本業務に関する入院患者等からの問い合わせ及び苦情等について真摯に対応すること。  
また、入院時の説明資料等に事業者への問い合わせや相談の連絡先を明示すること。
- (2) 事業者は、入院患者等からの意見の反映は積極的に行うこととし、業務内容の改善に努めること。

## 17 原状回復等

事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。

なお、事業者は、病院機構に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

## 18 業務引継ぎ

- (1) 契約期間の満了等により事業者が変更となる場合には、業務に関する業務引継書を作成し、履行期間満了日の2か月前までに提出すること。
- (2) 前項の業務引継書は、新たな事業者に提出の上、新たな事業者による業務の実施に支障が生じないように、打ち合わせ等により業務の引継ぎを適切に行うこと。  
なお、業務引継ぎに要する費用は、事業者が負担すること。

## 19 守秘義務

- (1) 事業者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
本契約の終了後及び解除後も、同様とする。
- (2) 事業者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 20 その他

本仕様書に疑義のあるとき又は定めのない事項については、病院機構と事業者が協議の上、定めるものとする。

## 1 紙おむつセット及びタオルセットの基本構成物品および基本料金プラン

区分	基本構成物品	基本利用料金プラン			
		基本区分	想定する対象入院患者	1日の使用（交換）目安（※）	
紙おむつセット	紙おむつ（大人用） パンツタイプ テープ止めタイプ 尿取りパッド 昼用、夜用 使い捨ておしり拭き	A	離床困難者や排せつ介助が必要な患者など日常生活全般に介助が必要な入院患者	紙おむつ（大人用） （パンツタイプ又はテープ止めタイプ）	4枚程度/日
				尿取りパッド（昼用又は夜用）	5枚以上/日
				使い捨ておしり拭き	
		B	排せつに一部介助が必要な患者など日常生活に軽介助が必要な入院患者	紙おむつ（大人用） （パンツタイプ又はテープ止めタイプ）	2～3枚程度/日
				尿取りパッド（昼用又は夜用）	3～4枚程度/日
				使い捨ておしり拭き	
		C	おむつ等は必要とするが日常生活に介助を必要としない入院患者	紙おむつ（大人用） （パンツタイプ又はテープ止めタイプ）	1枚程度/日
				尿取りパッド（昼用又は夜用）	2枚程度/日
				使い捨ておしり拭き	
タオルセット	バスタオル フェイスタオル 食事用エプロン	D	入院患者全体	バスタオル	1枚/日
				フェイスタオル	2枚/日
				食事用エプロン	3枚/日

※ 使用（交換）目安の枚数は参考であり、実際の使用（交換）枚数が使用（交換）枚数を超過しても追加料金は発生しないものとする。

## 2 紙おむつセット及びタオルセットの基本構成物品の規格

区分	基本構成物品	規格	備考
紙おむつセット	紙おむつ（大人用）	パンツタイプ	大王製紙「アテント」又はユニ・チャーム「ライフリー」（※）
		テープ止めタイプ	
	尿取りパッド	昼用	
		夜用	
使い捨ておしり拭き	無香料、ノンアルコールタイプ		
タオルセット	バスタオル	800㍍程度・65cm×130cm程度	
	フェイスタオル	220㍍程度・34cm×86cm程度	
	食事用エプロン	防水タイプ、幅80cm×総丈90cm程度	

※ 紙おむつ（パンツタイプ及びテープ止めタイプ）及び尿取りパッド（昼用及び夜用）は、すべて大王製紙「アテント」又はユニ・チャーム「ライフリー」のいずれかで統一すること。